

# これまでの地方分権改革の取組について

# 地方分権の歩み

平成5年の衆参両院の「地方分権の推進に関する決議」以降、第1次分権改革、三位一体改革を経て、第2次分権改革へ。

第2次分権改革では、第1次安倍内閣で設置された地方分権改革推進委員会の勧告を受け、国と地方の協議の場の法制化、義務付け・枠付けの見直し等について、順次具体化が進められている。

## ■第1次分権改革(H5～11)

【主な取組】機関委任事務制度の廃止、国の関与等の見直し、必置規制の見直し 等

→ 国と地方が分担すべき役割の明確化

## ■三位一体改革(H14～17)

【主な成果】国庫補助負担金改革、所得税から個人住民税への税源移譲、地方交付税及び臨時財政対策債の総額の抑制

## ■第2次分権改革(H18～)

・地方分権改革推進法成立(H18第1次安倍内閣) → 地方分権改革推進委員会発足(委員長：丹羽宇一郎)

### 地方分権改革推進委員会勧告

第1次(H20福田内閣)：重点行政分野の見直し、基礎自治体への権限移譲 等

第2次(H20麻生内閣)：出先機関改革、義務付け・枠付けの見直し 等

第3次(H21鳩山内閣)：義務付け・枠付けの見直しの重点事項、国と地方の協議の場の法制化 等

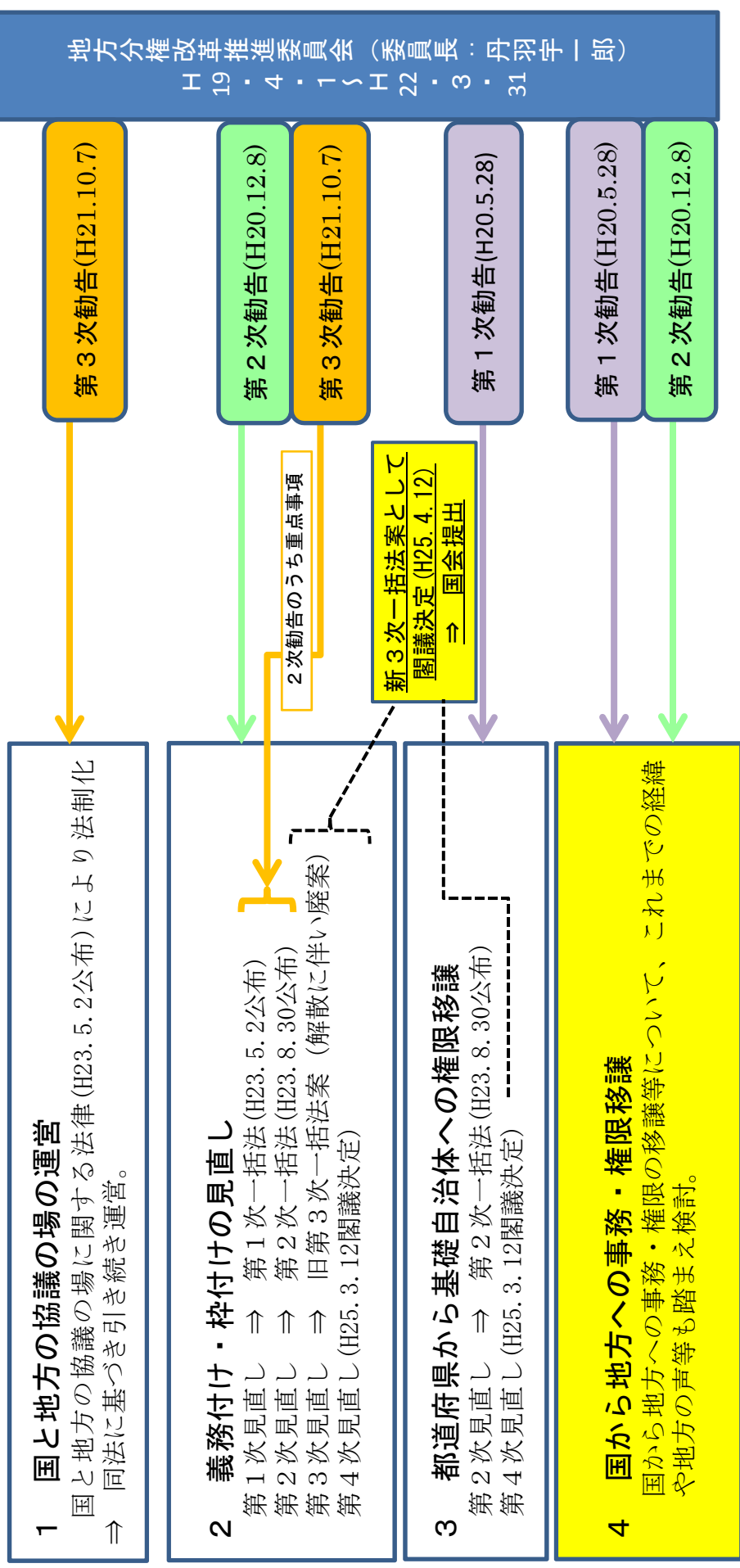
第4次(H21鳩山内閣)：地方税財政 等

上記勧告を受けて、民主党政権下において、第1次一括法(義務付け・枠付けの見直し等)、国と地方の協議の場合、第2次一括法(義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲等)が成立。

第2次安倍政権において、新3次一括法案(義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲等)を閣議決定(H25.4.12)。

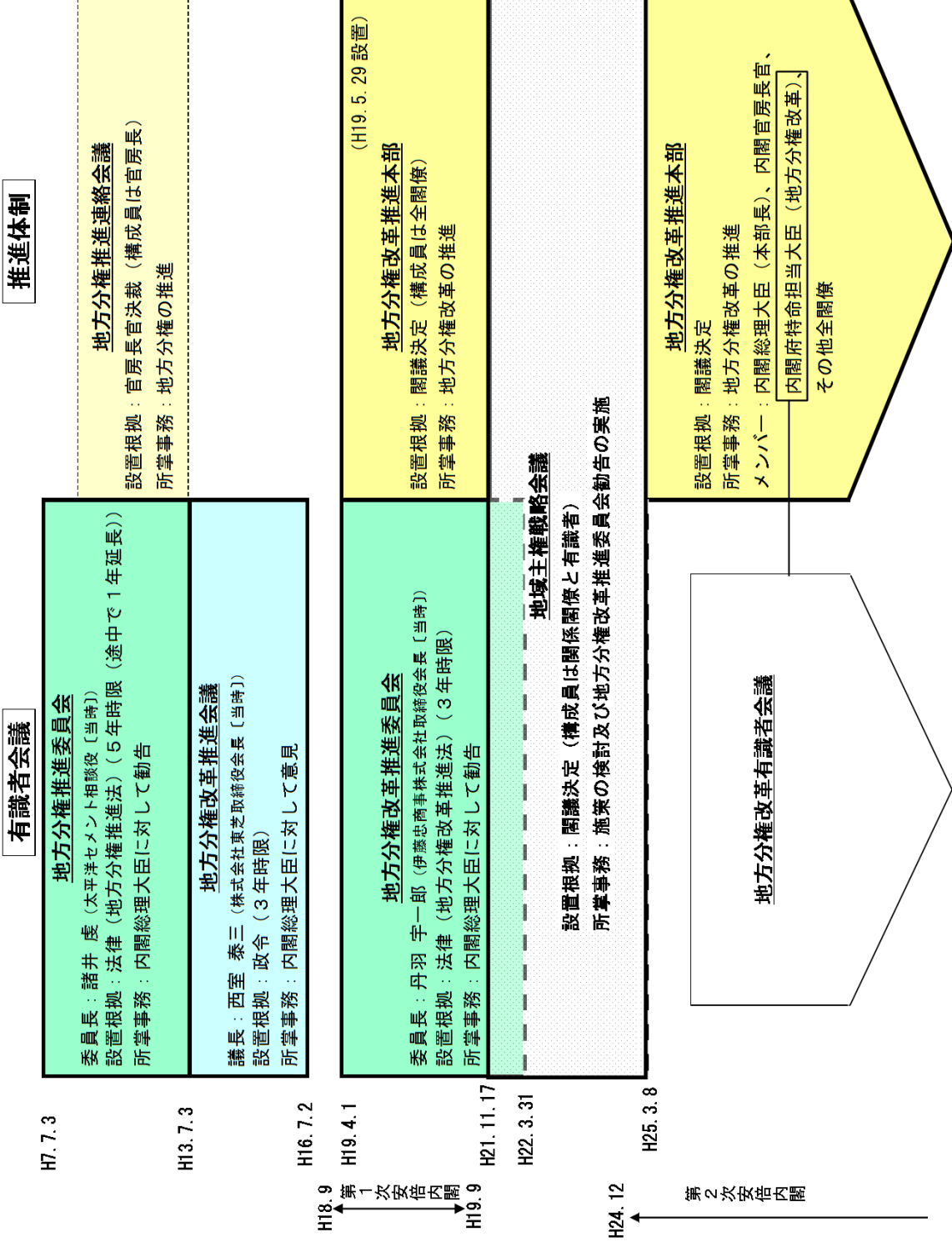
# 地方分権改革の各課題と地方分権改革推進委員会の勧告との関係

現在の地方分権改革は、基本的に、第1次安倍内閣で設置された地方分権改革推進委員会の勧告に由来するもの。



# 地方分権に係る有識者会議及び推進体制

第2次安倍内閣では、3月8日に地方分権改革推進本部を立ち上げるとともに、地方分権改革担当大臣の下に本有識者会議を設置。



# 義務付け・枠付けの見直し

国の法令による義務付け・枠付けの見直しについては、これまで第1次・第2次の一括法が成立し、独自の基準を定めた特色ある条例の制定が進んでいる。廃案となった第3次一括法案に盛り込まれた事項と地方からの提案を受けた第4次の見直しに係る事項とを併せて、新3次一括法案を提出。

## ■経緯

H20.12.8 第2次勧告：見直し対象の事務をリストアップ、見直しの考え方を提示。  
H21.10.7 第3次勧告：①施設公物の設置管理基準、②協議、同意、認可等の国の関与、③計画策定の3分野について具体的見直しの見直し措置を勧告。

H23.4 第1次一括法成立

H23.8 第2次一括法成立

H24.3 第3次一括法案国会提出 ⇒ 衆議院解散に伴い廃案

H25.3 第4次見直し(閣議決定)

H25.4 新3次一括法案閣議決定

## ■新第3次一括法案の具体例

(第3次見直し関係)

- ・ 通知・届出・報告、公示・公告等の見直し
- ・ 職員等の資格・定数等の見直し

(第4次見直し関係)

- ・ 地方青少年問題協議会の委員資格要件の廃止
- ・ 高度管理医療機器(コンタクトレンズ等)販売業の許可権限を、都道府県から保健所設置市に移譲

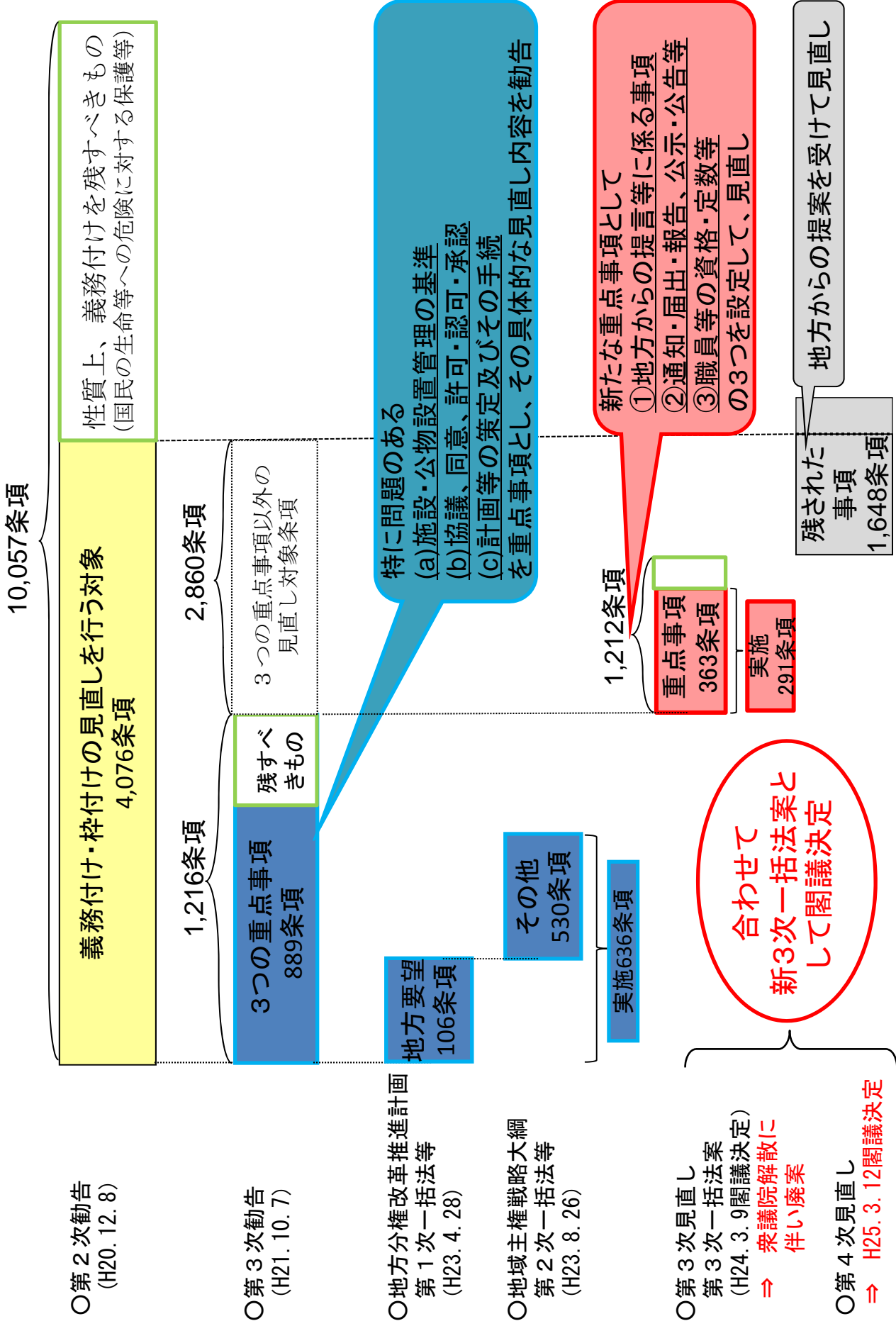
## 独自の基準を定めた条例の事例

保育所について、ほふく室の面積3.3㎡以上(国) ⇒ 待機児童がいる区域は1.65㎡以上に(大阪市)

道路の勾配について、最大12%(国) ⇒ 最大17%に(長崎市)

車道幅員について、7.5m以上(国) ⇒ 津波避難経路の場合8.0m以上に(宮城県)

# 義務付け・枠付けの見直し状況



# 国から地方への事務・権限移譲等

自公政権時代から検討されてきた国から地方への事務・権限の移譲等の課題については、地方の声も伺いつつ、十分な検討を行った上で、必要な取組を進める。

## ■経緯

H19.5 経済財政諮問会議が地方に移譲可能かどうかなどの観点から、国の出先機関の事務の分類等を提案。

H20.12 第2次勧告：国の出先機関の事務・権限（116事項）の見直し、組織の見直し等

H21.3 出先機関改革のおおむね3年間の工程を定める「出先機関改革に係る工程表」を決定（地方分権改革推進本部）。

H21.7 民主党のManifesto2009において、「国の出先機関を原則廃止する」と明記。

H24.11 移譲対象出先機関（経済産業局、地方整備局、地方環境事務所）、移譲の手續などを定めた法案等を閣議決定したが、国会には提出せず。

H25.3 地方分権改革推進本部における安倍本部長の指示（抜粋）

- ・ 地方の元気がなくして国の元気はなく、魅力あふれる地域を創るため、地方分権改革の取組を進めていくことが不可欠。
- ・ 国の法令による義務付け・枠付けを見直し、国から地方への事務・権限の移譲等を進める。
- ・ 各閣僚は省庁の利害にとらわれないことなく、率先して協力するとともに、所管分野における改革にリーダーシップを発揮してもらいたい。

※ 詳細については、議題2で説明。